

## 仙台赤門短期大学 外部研究費の運営・管理に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、仙台赤門短期大学(以下「本学」という。)における外部研究費等(以下「研究費」という。)の執行に関し管理体制を整備し、法令その他本学の定める規則等を遵守することにより公的資金を扱う教育研究機関としての責任を果たし、もって社会の信頼を得ることを目的とする。

2 研究活動上の不正行為の防止及び対応に関しては別に定める。

### (定義)

第2条 この規程において、研究費とは、国や地方公共団体の機関、独立行政法人、民間の機関等から学術研究を支援するために研究者個人又は大学に交付され、大学がその執行等に関する管理責任を有する競争的研究資金のことを言う。

2 この規程において研究者とは、研究費に関わる本学の研究者をいう。

3 この規程における職員等とは、研究費の運営・管理及び監査に関わる本学の専任職員、契約職員、臨時職員をいう。

### (責任体系)

第3条 本学は、組織として研究費を適正に運営・管理する体制をとるものとし、次のとおり責任者を置く。

- (1) 最高管理責任者
- (2) 統括管理責任者
- (3) 研究倫理教育責任者

### (最高管理責任者)

第4条 最高管理責任者は、法人理事長とする。

2 最高管理責任者は、法人全体を統括し、研究費の運営・管理について最終責任を負う。

3 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。

4 最高管理責任者は、前3項の責務を遂行するにあたり、必要に応じて、統括管理責任者及び研究倫理教育責任者に指示を与えるものとする。

5 最高管理責任者は、統括管理責任者及び研究倫理教育責任者が責任をもって研究費の運営・管理及び不正行為の防止が行えるよう、適切なリーダーシップを発揮しなければならない。

(統括管理責任者)

第5条 統括管理責任者は、学長とする。

- 2 統括管理責任者は、本学全体における研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ。
- 3 統括管理責任者は、基本方針に基づき、本学の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告するものとする。

(研究倫理教育責任者)

第6条 研究倫理教育責任者は、学科長とする。

- 2 研究倫理教育責任者は、本学の研究費等の運営・管理に関わる全ての職員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。

(不正防止計画推進部)

第7条 研究活動上の不正行為を防止するために、統括管理責任者・研究倫理教育責任者・本学事務長から構成される、不正防止計画推進部を設置する。

(研究者及び職員等の意識向上)

- 第8条 研究倫理教育責任者は、研究者及び職員等の研究費の厳正な使用等に対する意識の向上を図るために、研究費の使用等に関する説明会、コンプライアンスに関する研修等を開催する。
- 2 研究者及び職員等は、前項の説明会及び研修会に参加し、研究費の適正な使用等に対する意識の向上に努めなければならない。

(研究費の管理)

第9条 研究費の管理は、原則として研究者に代わり事務部が行う。

- 2 事務部が行う業務内容は以下の通りとする。
  - (1) 研究費の全般的な管理、執行依頼の受付、執行内容の確認、執行手続及び契約等
  - (2) 出張に係る旅費計算及び臨時職員の給与管理等
  - (3) 備品等の登録及び管理。換金性の高い物品については、競争的研究費等で購入したことを明示するほか、物品の所在が分かるよう記録する
  - (4) 支払証憑の確認及び支払事務。ただし、金融機関と業者との間の出入金事務は、法人の事務局が担当する
  - (5) 資料の図書登録及び管理は、図書館担当職員に指示し実施させる
  - (6) 物品等の発注及び納品検収
- 3 前2項に定める業務については、研究者の要望に基づき事務部（主に事務長）が執行し、最終的には統括管理責任者及び最高管理責任者の決裁事項とする。

(内部監査)

第10条統括管理責任者は、研究費が適正に使用されているかを検証するために、事務長を長とする監査員を任命し、毎年定期的に又は必要に応じて内部監査を行わせるものとする。

2. 監査員は、監査が終了したときは、統括管理責任者及び最高管理責任者に監査結果を書面で報告しなければならない。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、教授会の審議を経て、理事会で議決する。

附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、令和元年5月30日から施行する。